

宴会規約

当ホテルでは、ご満足いただけるご宴席を執り行うために宴会場のご利用に関して、下記の通り規定を設けておりますので予めご了承下さいませようお願い申し上げます。

第1条 お申し込み

1. 仮予約

宴会場のお申し込みの際に仮予約期間を設けております。仮予約の期間は原則としてお申し込み日より1週間(7日間)とさせていただきます。この期間内にホテルに開催の有無をご連絡ください。仮予約期間内に当ホテルにご連絡のない場合には、開催予定がないものとさせていただきます。

2. 成約

決定連絡後にお申込み金を当ホテルにお支払いいただき成約とさせていただきます。お申込みの金額は宴会の内容に基づいて、当ホテルより提示させていただきます。

第2条 内金

当ホテルから提示致しました金額を内金として、宴会開催日の7日前までに当ホテルにお支払いいただきます。期間内にご入金がない場合は、宴会を取消しとさせていただきます。

第3条 最終確認

お見積りの人数、及びお料理の数にご変更のある場合にはその都度ご連絡をくださいますようお願い致します。宴会の開催日の3日前の正午まで、ご変更を承りますが、減数に関しましては最終お見積りの人数、及びお料理の数の10%迄とさせていただきます。このお申込み者からのご通知を以て最終確認とさせていただきます。ご連絡のない場合にはお見積通りとさせていただきます。

第4条 宴会時間

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(宴会時間)は所定の室料をお支払いいただき、この宴会時間を超過した場合は追加室料を申し受けます。但し次の宴会場使用時刻との関連でご利用時間の超過に応じられない場合もございます。

第5条 精算

宴会終了後、確定したご利用金額(精算金額)につきましては当ホテルが事前に確認したお支払い日までに、その費用をお支払いいただきます。ご請求金額に対して内金の過剰入金がある場合にはその差額を当ホテルよりご返金致します。

第6条 装飾・余興等のお手配

- 原則として宴会に関する装飾・装花・音楽・余興・音響照明及びパーティーコンパニオン等につきましてはホテルから指定業者へ手配させていただきます。
- ホテル了解のもとに、お申込み者が直接依頼された業者の行う事柄については、宴会を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡ください。ホテル側の事前の同意を得ないで直接業者にご依頼なさることはご遠慮ください。

第7条 損害賠償

お申込み者(お申込み者側の全ての関係者・主催者・宴会出席者を含む)又はお申し込み者が依頼された業者の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、当該お申込み者にその損害を賠償していただきます。

第8条 施設内における事故・紛失・盗難

施設内においてお客様の管理下で発生した事故・紛失・盗難につきましては、ホテル側は責任を負いかねますのでご了承ください。

第9条 契約締結の拒否

宴会にご出席されるお客様が、以下の項目に抵触する場合、又は天災や施設の故障、その他止むを得ない事由により宴会場を使用することができない場合は、宴会をお断りさせていただく場合がございます。この場合、ホテル側よりお申し込み者に対しての損害賠償は責任を負いかねますので予めご了承願います。

- 法令又は公序良俗に反する行為をする恐れがあるとホテル側が判断したとき。
- 他のお客様にご迷惑をお掛けする恐れがあるとホテル側が判断したとき。

- 第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断したとき。
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)であるとき。
- 暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
- 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
- 当ホテルの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 当ホテル、若しくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて、同様な行為を当ホテル、若しくは他のホテルで行ったと認められるとき。
- この「宴会規約」及びに個別に結んだ契約に違反するとき。

第10条 契約解除

次の項目に該当、若しくは抵触した場合はホテル側より宴席をお断りするか、予約を解約させていただきますので予めご了承下さい。

- 宴会にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがある場合。
- あるいは他のお客様にご迷惑をお掛けする恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- 第三者による営業妨害の恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- 天災又は施設の故障、その他止むを得ない事由により宴会場を使用することができない場合。
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。(以下、暴力団という等)
- 暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
- 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
- 当ホテル、若しくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて、同様な行為を当ホテル、若しくは他のホテルで行ったと認められるとき。
- 宴席にご出席されるお客様が明らかに伝染病にかかっている場合、若しくはその他、感染により罹患する恐れのある疾病にかかっている場合。
- 宴会の内容(使用目的)がお申込み時と異なり、明らかな虚偽の申告が判明したとき。
- その他この「宴会規約」及びに個別に結んだ契約に違反した場合。

第11条 禁止事項

次にあげる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み(盲導犬・介助犬は除く)
- 発火又は引火性のある物品や危険物の持ち込み
- 悪臭を発生するものの持ち込み
- 法令又は公序良俗に反する行為、及び他のお客様の迷惑になるような言動
- ホテル備え付け品の移動
- 使用目的以外でのご利用
- その他の法令で禁じられている行為

第12条 取消料

成約後、宴会をお取り消しになる場合には、原則として下記の取消料をいただきます。

開催日より起算した取消日	取消料(税金・サービス料を除く)
121日以前	実費
120日前より61日前まで	最も新しいお見積総額の20%+実費
60日前より31日前まで	最も新しいお見積総額の30%+実費
30日前より11日前まで	最も新しいお見積総額の50%+実費
10日前より前日まで	最も新しいお見積総額の80%+実費
当日	最も新しいお見積総額の100%+実費

尚、「実費」とは既にご注文済の印刷物・筆耕料その他キャンセル料及び手配料などを指します。

第13条 約款の変更

- 本規約は、民法に定める定型約款に該当し、宴会場利用客の一般の利益に適合する場合、または変更の必要性及び相当性があると認められた場合には、民法の規定に基づいて、本規約の各条項を変更します。
- 本規約が変更された場合には、変更後の規定の内容をWebサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものとします。尚、本規約を変更する場合には、変更内容等をホームページ等、適切な方法にて周知します。